

原議保存期間10年
(平成28年12月31日まで)

警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)

各管区警察局広域調整(総務監察・広域調整)部長

警察庁丁規発第50号、丁交指発第82号
平成18年7月11日
警察庁交通局交通規制課長
警察庁交通局交通指導課長

劇用車を使用するロケーションに伴う道路使用許可の留意事項等について

映画又はテレビ番組の制作に伴うロケーション(以下単に「ロケーション」という。)の道路使用許可については、「イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて」(平成16年3月18日付け警察庁丁規発第19号)等に基づき取り扱ってきたところであるが、最近、劇用車(道路運送車両法第4条の規定による自動車登録ファイルへの登録を受けていない自動車等であって劇中において使用するためのものをいう。以下同じ。)の使用に関して道路運送車両法違反(詐偽による臨時運行の許可の不正取得等)として検挙される事案が発生したことから、警察庁交通局と国土交通省自動車交通局との間でロケーションでの劇用車の使用に係る関係法令上の取扱いに関して協議がなされ、その結果、劇用車の道路運送車両関係法令上の取扱いについては、別添のとおり自動車交通局管理課長及び技術企画課長から各地方運輸局自動車技術安全部長等へ通知されたところである。

この度の国土交通省自動車交通局の劇用車に係る上記通知を踏まえ、今後は、劇用車を使用するロケーションに伴う道路使用許可の取扱いに当たっては、下記の点に留意されたい。

なお、本通達の内容は、国土交通省自動車交通局と調整済みである。

記

1 劇用車に係る道路運送車両関係法令上の取扱い

(1) ロケーションの現場までの取扱い

ア 臨時運行の許可関係

道路運送車両法第34条に規定される臨時運行の許可については、同法第35条にその許可基準が定められており、自動車の試運転を行う場合、新規登録、新規検査又は当該自動車検査証が有効でない自動車についての継続検査その他の検査の申請をするために必要な提示のための回送を行う場合その他特に必要がある場合に限定されているが、この度、国土交通省自動車交通局において、車両リース会社等からロケーションの現場までの間の劇用車の回送について、当該ロケーションに係る道路使

用許可を受けていること（臨時運行の許可申請窓口への道路使用許可証の提示）を前提として、臨時運行の許可の対象とされた。

イ 道路運送車両の保安基準関係

道路運送車両の保安基準に適合しない車両については、運行の用に供してはならないこととされている（当然、臨時運行許可の対象外とされる。）。ここで、灯火等については、道路運送車両の保安基準第42条に基づく道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第218条により、緊急自動車以外は赤色回転灯等を装着してはならないこととされていることから、赤色回転灯等を装着した劇用車については、これを取り外さない限り、運行の用に供してはならない。

(2) ロケーションの現場における取扱い

一般交通の用に供されていない場所における自動車の使用については、道路運送車両法における「運行」に該当しない旨の国土交通省の見解が出されたところであるが、当該ロケーションの現場が、道路使用許可及び警察署長等による交通規制により一般交通と遮断された場合には、一般交通の用に供されていない場所に該当することから、こうしたロケーション現場においては、臨時運行の許可等も不要であり、赤色回転灯等を装着した劇用車を運行の用に供しても差し支えない。

2 劇用車を使用するロケーションに伴う道路使用許可の留意事項

ロケーションに伴う道路使用許可の取扱いに関する基本的事項については変更はないが、一般論として、劇用車を使用するロケーションについては、交通の安全と円滑の観点から警察署長等による交通規制を要するなど一般交通への影響の度合いが大きいと考えられることから、道路使用許可の取扱いに当たっては、特に次に掲げる事項に留意すること。

(1) 道路上でロケーションを行おうとする目的

ロケーションは民間事業者等による収益を伴う経済活動であることから、「民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の取扱いについて」（平成17年3月17日付け警察庁丁規発第23号）に示したとおり、その目的について地域の活性化や都市における賑わいの創出等に資するものであると認められるか否か等社会的意義の有無に留意すること。

(2) 地域住民、道路利用者等の合意形成状況

ロケーションのために道路を使用することについて、地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るため、「イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて」（平成16年3月18日付け警察庁丁規発第19号）の記3(2)の措置を講じた上、合意形成状況について慎重に見定めるよう配意すること。

なお、劇用車を使用したロケーションにあっては、カーレースに類似し

た危険を伴う場合も想定されることから、このような場合には、地域住民、道路利用者等の合意形成の度合いについて、特に慎重に見定めるとともに、沿道住民、道路利用者等の安全確保の観点から、必要に応じて「カーレースに伴う道路使用許可の取扱いについて」（平成16年3月18日付け警察庁丁規発第20号）の記4の事項にも留意すること。

